事第二課、

京都公園協会立

うとする法律です。

暮らし

土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域などの指定

る区域についての危険の周知、 砂災害から国民の生命を守る 造規制、既存住宅の移転促進 開発行為の制限、 警戒避難体制の整備、 域25か所が指定されました。 27か所、土砂災害特別警戒区 などのソフト対策を推進しよ ために、土砂災害の恐れのあ 「土砂災害警戒区域等」とし 「土砂災害防止法」とは、 土砂災害防止法」に基づく 市内の土砂災害警戒区域 建築物の構 一定の 土:

作成などを行い、 管理課、西多摩建設事務所工 市内の土砂災害警戒区域など 制を整備していきます。 について縦覧を行っています。 、の記載やハザードマップの 縦覧場所 市では今後、地域防災計画 市役所2階危機 警戒避難体 なお、

理係 ●問合せ 事務所 危機管理課危機管

雨の日の資源Aの出し方

子育 7

雑誌・雑紙、ダンボール) 紙類(新聞紙・折込チラシ、 濡れてもリサイクルできる

因となります。 場所に出すと、収集漏れの原 で束ねて、いつもと同じ場所 ルすることができます。 して、軒下などいつもと違う に出してください。雨を気に 紙類は、濡れてもリサイク ひも

い布類(古着・古繊維) 濡れるとリサイクルできな

ます。布類は雨の降っていな 搬途中で濡れる可能性があり ひもで束ねて出してください。 い収集日 (資源Aの日) ルすることができません。 た、ビニール袋に入れても運 布類は、濡れるとリサイク に、 ま

①紙類は、資源として再生利 出し方のポイント

用できる紙ひもをできるだ

②下着や靴下、汚れのひどい け使用してください。 ください。 燃やせるごみ」で出して ·類は資源となりません。

境係 ●問合せ 生活環境課生活環

児童手当·児童育成手当 現況届の提出

期間に提出してください。 けられなくなります。対象と 受給者は、「現況届」を提出 送での受付けも行います。 届出用紙を送付します。 なる方に、6月13日怺までに ないと、6月以降の手当が受 なければなりません。提出 児童手当・児童育成手当の 次の 郵

※6月16日出・17日田も受け 日休午前8時3分~午後5時 (正午~午後1時を除く) · 受付期間 6月15日金~21

※6月20日水は午後8 受け付けます。 午後1時を除く) 時まで

付けます。(午前11時45分~

援課支援係 ♥提出先・問合せ 子育て支

子ども手当・児童手当・児童 育成手当の支給

3月分)、児童手当 分)、児童育成手当(2~5月 6月は、子ども手当 の支払い月です (4・5月 2 •

※平成24年4月から、子ども り込みます。確認してください。 手当が児童手当へ変更とな

※平成23年9月分までの子ど 平成23年10月分以降の手続 ください。 月28日 金までに手続きして きが済んでいない方は、 も手当を受給していた方で 払いは、今回で終了です。

9

♥問合せ 子育て支援課支援係

6月のおしゃべり場

さい。 りの場」として利用してくだ をする場です。「情報交換の マに沿って参加者が自由に話 おしゃべり場は毎月のテー 出会いの場、 友だちづく

ん・か・ ▼6月のテーマ 子ども のけ・

♥問合せ ※直接会場へお越しください ※時間はいずれも午前10 □中央児童館 □東児童館 ンター 578-2882 西児童館 分~11時30分 子ども家庭支援セ 6月15日金 6月12日火 6月14日 (木) 時 30

6月14日休に指定の口座へ振 りました。子ども手当の支 利用を 生涯学習のための講

教

音

座 の

まちづくり出前講座

ジをご覧ください。 メニュー」または市ホームペー 約50講座を用意しています。 や事業などについて説明します。 として出向き、市役所の仕事 習会などへ、市の職員が講師 しくは、「まちづくり出前講座 講座内容、申込方法など詳 市民の皆さんが主催する学

指導者情報「人ネットガイド」

立ちます。 を企画したい」ときなどに役 たい」「町内会・自治会で講座 「友達と一緒に習い事をし

り人材バンク」登録の指 「羽村市生涯学習まちづく 者を紹介しています。

ニュー」「人ネットガイド」 「まちづくり出前講座 ます。また、市ホームペー ジにも掲載しています。 は各公共施設で配布してい

●問合せ 生涯学習総務課

就学相談の利用

います。 るお子さんの入学や進路など 心身に障害があると思わ 相談を受け付けて

してください。電話での ことができます。 も受け付けています。 合は、見学や体験入学をする 就学先の様子を知りたい 気軽に相談 相談

害などにより、 午後5時/対象 希望する方 別支援学校への入学や進学を の特別支援学級および都立特 ■来年度から、 の生活について悩みのある方 ·日時 平日午前8時3分~ 市立小·中学校 現在小·中学校 ■心身の障

援教育担当 ♥問合せ 教 育相 談室特別支

税 金

市民税・都民税納税通知書の

送付

6月上旬に送付します。 平成24年度の納税通知書を 毎年1月1日現在に居住 民税・都 民税 (住民税

> の方は、 です。 認 する市 から天引きされます)。 します(年金からの特別徴収 に分けて納めていただく税金 基に算出された税額を年4 期限内の納付をお願 納税通知書の内容を確 年6回に分けて年金 村に、 前年の 所 得 口 を

市役所1階会計課窓口を利用 よびコンビニエンスストア、 してください。 に記載されている金融機関お 納税は、 納税通知書の裏面

注

ることができません。 載されていない納付書は、 計課窓口で納付してください。 金融機関または市役所1階会 スストア用のバーコードが記 税 ンビニエンスストアで利用す 類の納付書やコンビニエン 1期あたり30万円を超える 近くの

今年度の主な変更点

16歳未満のお子さんの扶養 控除の廃止

※羽村市を含む西多摩地区で 16~18歳の方は、扶養控除額 普通徴収 (本人納付) が45万円から33万円に変更 天引き)を推進しています。 は、住民税の特別徴収(給与 から

> てください。 る場合があります。 特別徴収に変更となってい 確認し

♥問合せ 課税課市民税係

保険 年 金

更および特別徴収開始 介護保険料特別徴収額 の 変

8月分の保険料額が変更とな で納付している方のうち、 護保険料を年金からの天引き 6・8月分の特別徴収額 (年金天引き額) の変更 平成23年度から継続して介 6

2月分)の年金天引き額の合 すると、平成24年度の保険 計の差が大きくなる方 と後半期 (10・12・平成25年 (平成24年度) を年金天引き 料額のまま4・6・8月分 2月分 (平成23年度) 前半期(4・6・8月分) の保

■変更理由

の保険料の納付額の差を抑 平成24年度の前半期と後

> 料がおおむね同じ額になるよ 半期の保険料と後半期の保険 険料を平成23年度の保険料の えるために、 変更して調整するものです。 うに6・8月分の保険料額 所得段階を基に仮算出 平成24年 度 0 前 保 を

6月からの特別徴収 (年金天引き) 開始

額とします。 8・10・12・2月) で割っ 険料を5 (年金支給月数 険料を基に仮算出した年 については、平成23年度の 始のお知らせ」を送付します。 料特別徴収 (年金天引き) る方に、「平成24年度介護保険 料が6月の年金から天引きとな 方のうち、平成24年度の保険 書や口座振替で納付していた 6・8月の各月の保険料額 平成23年度の保険料を 納付 6 間 開 た 保 保

る方へ、平成24年度介護保険

のお知らせを送付します。

■変更対象

料特別徴収額

(年金天引き額)

護保険係 ●問合せ ■いずれも10月分以降の保険 料額は、 成24年度介護保険料額決定 通知書でお知らせします。 7月に送付する平 高齢福祉介護課介

> 医療法人社団天陽会 完 小児科・ 糖尿病専門医

羽村市羽中 2-11-53 ※羽村市中央館近く

〇診療時間 午前 8:30 ~ 12:30 午後 15:00 ~ 19:00 ※土曜日は~ 13:00 〇体診日 日曜日・祝日

@042−555 -1800

ます

ゆとりの 20台 糖尿検索

寝台車のお手配から ご葬儀まで

お手伝い致しま 羽村市富士見斎場でのご葬儀をラメント富士見へ ご依頼頂ければマイクロバスを無料運行致します。 羽村市富士見斎場での仏式祭壇の料金は別途必要 ございません。 【ご自宅及び他市町の公営式場でのご葬儀も承ります】

ご葬儀のご用命は

年中無休 24 時間受付

http://www.conamore.co.jp/ramento/

☎ 042-555-6269